

平成 30 年
4 月号

濱田会計事務所通信

平成 30 年 4 月 1 日発行 Vol.8

最近『助成金』にまつわる話を耳にする事が増えている気がします。

私の事務所でも助成金申請のため、商工会議所に相談をしながら、煩雑な書類の作成などを行いました。

手続きがわかりづらい為、申請代行業者も存在し「煩雑な書類も作成を代行します！」と触れ込みをしている業者も多いようです。自社の社員や管理者が作成すべき書類を第三者が作成する事は不正行為にあたる場合もある為、安易な営業があった場合はご注意下さい。



桜が咲いたので姫路城へ行って参りました。桜は儂く淡く綺麗で、本当に日本の宝だと思います。

<税務/会計トピックス>

NISA と積立 NISA の違い

平成 30 年 1 月から積立 NISA の制度が開始されました。

積立 NISA とは年間 40 万円までの投資額を上限とし、その投資額に対する利益を最長 20 年間非課税とする制度です。

現行の NISA は年間 120 万円までの投資上限額に対して、非課税の期間は最長 5 年間です。

現行の NISA と積立 NISA との比較

項目	現行の NISA	積立 NISA
年間の投資上限額	120 万円	40 万円
口座開設可能期間	平成 26 年から平成 35 年	平成 30 年から平成 49 年
非課税期間	投資した年から最長 5 年	投資した年から最長 20 年
投資の対象商品	上場株式や公募株式投資信託など	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託
投資方法	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資

NISA と積立 NISA の併用は認められていない為、利用者はどちらかを選択することとなります。

積立 NISA は定期的に少額を自動的に購入するので、投資に慣れていない人にはこちらの方が向いているように思います。

ただし、どちらの制度も利益を保証するものではなく、運用によっては損失が発生することもあります。投資をする際は自己責任でお願い致します。



<相続・贈与税のお話し>

父母や祖父母が住宅取得資金を贈与する場合の非課税制度

平成 27 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、父母や祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者が、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 にまでに住宅取得等資金を自己の居住の用に供する家屋の新築又は取得等をし、その家屋を同日までに自己の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく自己の居住の用に供することが確実であると見込まれるときは、住宅取得等資金のうち一定の額が贈与税非課税となります。

贈与を受ける人の要件

- ① 贈与時に日本国内に住所を有する人
- ② 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（子や孫など）であること
- ③ 贈与を受けた日の属する年の 1 月 1 日において 20 歳以上であること
- ④ 贈与を受けた日の属する年分の合計所得金額が 2,000 万円以下であること

住宅用家屋の要件

- ① 家屋の床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されるもの
- ② 日本国内にあるもの
- ③ 床面積が 50 m²以上かつ 240 m²以下であること
- ④ 既存住宅用家屋にあっては、耐火建築物の場合は 25 年以内に建築されたものであること
(耐火建築物以外の場合は 20 年以内)



この特例を受けるためには、贈与税の申告期限内に一定の書類を添付して申告を行なう必要があります。

生前贈与をご検討の方は、是非一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

私事ですが、ゴールデンウィークを利用して

平成 30 年 5 月 1 日～5 月 15 日迄

外科手術治療の為、入院致します。

(外科手術の為、元気ですのでご安心下さい)

個室入院に致しましたので電話連絡は可能です。

誠に勝手ながらご迷惑をお掛け致しますが、何卒

宜しくお願い申し上げます。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、

相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

